

介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しに関する研究会開催要綱

1 趣旨

介護休業等の対象となる状態であるかを判断する基準となる「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」については、平成28年に行われた「介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会」における検討を踏まえ、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（雇用均等・児童家庭局長通達（平成28年8月2日付け職発0802第1号、雇児0802第3号））」において示されている。

これについて、令和6年育児・介護休業法改正の附帯決議（令和6年4月26日衆議院厚生労働委員会、令和6年5月23日参議院厚生労働委員会）において、「介護休業等の対象となる要介護状態についての現行の判断基準は、主に高齢者介護を念頭に作成されており、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しいケースも考え得ることから、早急に見直しの検討を開始し、見直すこと。」等とされたことを踏まえ、当該基準について見直しのための検討を行うこととする。

2 検討事項

介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しについて

3 運営

- （1）本研究会は、雇用環境・均等局長が有識者の参集を求めて開催する。
- （2）本研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- （3）本研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- （4）本研究会の庶務は、雇用環境・均等局職業生活両立課で処理する。

介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の
見直しに関する研究会 参集者名簿

(50 音順、敬称略)

氏名	役職
・ 佐藤 博樹	東京大学名誉教授
・ 高木 憲司	和洋女子大学家政学部家政福祉学科准教授
・ 米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団理事